

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和六十一年法律第八十九号） 新旧対照条文（抄）
 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第九十八条（略）</p> <p>② 前項に規定する事項のほか、中央労働基準審議会は賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）、労働安全衛生法、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十四条、第四十五条及び第四十七条の規定に限る。以下この項において同じ。</p> <p>（）の施行及び改正に関する事項、労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）に基づきその権限に属する事項並びに炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）の施行に関する重要事項を、地方労働基準審議会は賃金の支払の確保等に関する法律、労働安全衛生法、作業環境測定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行及び改正に関する事項並びに家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）に基づきその権限に属する事項を審議する。</p> <p>③ ⑤（略）</p>	<p>第九十八条（略）</p> <p>② 前項に規定する事項のほか、中央労働基準審議会は賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）、労働安全衛生法及び作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）の施行及び改正に関する事項、労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）に基づきその権限に属する事項並びに炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）の施行に関する重要事項を、地方労働基準審議会は賃金の支払の確保等に関する法律、労働安全衛生法及び作業環境測定法の施行及び改正に関する事項並びに家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）に基づきその権限に属する事項を審議する。</p> <p>③ ⑤（略）</p>